

IV 助成事業規程集（令和2年3月現在）

公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務規程は、公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金（以下「基金」という。）の業務の実施について基本的な事項を定め、もって業務の適正な運営を図るものとする。

（業務運営の基本的事項）

第2条 基金は、業務の公共的重要性にかんがみ、県、市町村、漁業団体等との密接な連携のもとに、その業務を効果的に運営するものとする。

第2章 業務の種類及び業務の内容等

（事業の種類）

第3条 基金が行う事業は、次に掲げる青年等漁業者の確保育成対策に関する事業とする。

- （1） 漁業担い手確保対策事業
- （2） 漁業担い手育成対策事業
- （3） 青年等漁業者組織活動支援事業
- （4） 地区漁業担い手対策推進協議会活動事業
- （5） 特別対策事業

（事業の目的、内容及び事業対象者）

第4条 前条に規定する事業の内容及び対象者は、別に定める公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務細則（以下「業務細則」という。）に基づくものとする。ただし、前条の第1号から第3号の事業については、必要により基金においても実施できるものとする。

（助成の額）

第5条 第3条に規定する事業に対する助成額は、別に定める業務細則に基づくものとする。

（研修先及び研修期間等）

第6条 第3条に規定する事業の研修先及び研修期間等は、別に定める業務細則に基づくものとする。

第3章 事務手続き及び助成金の交付

第7条 第3条に規定する事業を実施し、助成金の交付を受けようとする者は、別に定める業務細則に基づく提出書類を期日までに代表理事に提出するものとする。

第4章 雑則

第8条 この業務規程の施行について必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成23年5月16日から施行する。
- 2 財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務方法書（平成5年3月16日制定）は廃止する。
- 3 この規程において従前から引き継がれる事業の助成の額は、第5条の規定にかかわらず、施行後の最初の年度に限り従前の例によるものとする。

附則

この規程は、平成23年10月31日から施行する。（第3条第1項第3号の事業名称の変更）

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（公益法人移行に伴う名称等の変更）

公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務細則

(趣 旨)

第1条 公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金(以下「基金」という。)の業務運営に関しては、公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務規程第4条、第5条、第6条及び第7条の規定により、次のとおり定めるものとする。

(業務の内容)

第2条 基金が行う助成対象事業の内容は別表1のとおりとし、助成額(助成率)及び助成の申請、請求、実績報告に伴う提出書類等並びに重要変更の内容は別表2のとおりとする。

2 事業対象である「青年等漁業者」とは、概ね55歳以下(ただし、女性の場合にあっては特に制限を設けない。)の漁業者及び漁業を志向する者とし、「青年漁業者」とは、45歳以下とする。

3 対象事業は原則として一年度とする。ただし、別表3に掲げる事業については、その定めるところによる。

(助成金の申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表2の定めるところにより地区漁業担い手育成推進協議会(以下「地区協議会」という。)を経由し、原則として、事業を着手しようとする日の30日前までに代表理事に申請しなければならない。ただし、県段階の組織は地区協議会の経由を要しない(以下同じ。)

(助成金の決定)

第4条 代表理事は、提出のあった申請の内容を審査し、その適否を決定し地区協議会を経由して申請者に通知するものとする。

2 代表理事は、助成事業の目的を達成するため、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(変更承認申請書)

第5条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)が、別表2に掲げる重要変更該当する事業変更を行おうとするときは、速やかにその定めるところにより事業変更承認申請書を、地区協議会を経由して代表理事に提出し承認を受けなければならない。

(事業の中止)

第6条 助成事業者が、事業の遂行ができなくなったとき又は中止するときは、助成事業中止届を、地区協議会を経由して代表理事に提出し指示を受けるものとする。

(助成金の請求及び実績報告書)

第7条 助成事業者は、事業を完了した日から30日以内に、助成金請求書に実績報告書を添付し、地区協議会を経由して代表理事に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第 8 条 助成金の交付は、原則として事業完了後に行う。ただし、やむをえない事情がある場合には、助成金の一部又は全部を前金払いで受けることができる。

(交付決定の取消)

第 9 条 代表理事は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき又は第 4 条第 2 項に規定する助成金の決定に際し付した条件に違反したとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 業務規程等に違反したとき

(助成金の返還)

第 10 条 助成事業者は、第 9 条の規定により助成金の交付を取り消された場合において、取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときには、それを返還しなければならない。

2 前項の規定は、第 5 条の規定による助成金の交付の決定を変更した場合についても準用する。

(書類等の整備)

第 11 条 助成金の交付を受けた者は、その証拠書類、帳簿等を整理し、事業完了の翌年から 5 年間保管しなければならない。

附則

- 1 この細則は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 従前の財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務細則（平成 5 年 3 月 16 日制定）は廃止する。

附則

この細則は、平成 23 年 10 月 31 日から施行する。(別表 1,2,3 の助成額及び事業名称等の変更)

附則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(公益法人移行に伴う名称等の変更)

附則

この細則は、平成 27 年 2 月 16 日から施行する。(別表 1、別表 2 の変更)

附則

この細則は、平成 31 年 2 月 27 日から施行する。(別表 1 の変更)

細則 別表1(第2条関係) 事業の目的、内容及び事業対象者

事業区分	事業目的・内容等	事業対象者	事業の種類
1 漁業担い手確保対策事業			
(1) 小中学生漁業体験・学習事業	<p>1 目的 地域の小中学生を対象とした漁業体験・学習等を支援し、漁業への理解と憧れを形成する。</p> <p>2 内容 漁業の体験及び学習等(水産物の加工含む。)に要する経費(材料費、保険料、移動経費等)の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青年等漁業者が組織する団体 ・漁業協同組合 ・青少年育成組織 ・水産高校等 	助成事業
(2) 水産高校等連携育成事業	<p>1 目的 水産高校等と連携して生徒の漁業に関する実践的な技術の向上を目的に行う現場実習等を支援し、漁業に対する理解と関心を高める。</p> <p>2 内容 (1) 生徒の現場実習経費の助成 (2) 技術者の学校での実践的指導経費の助成 (3) 漁業・加工技術等の共同研究等経費の助成 (4) 小中学校との連携に要する経費の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域関係者で構成する連携組織又は水産高校等 	助成事業
(3) 漁業志向青年等体験学習事業	<p>1 目的 漁業就業を志向する青年等を対象とした漁業体験・学習等を支援し、漁業就業意識を高める。</p> <p>2 内容 (1) 漁業の体験、現地見学会の開催等経費の助成 (2) 漁業就業に関する知識習得研修に係る経費の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区協議会等 ・漁業協同組合等 	助成事業
2 漁業担い手育成対策事業			
(1) 新規漁業就業者交流事業	<p>1 目的 新たに漁業に就業した青年等の漁業への取り組みを促進するため、情報交換等ネットワークづくりを進めるとともに、研修会を開催するなど新規漁業就業者の早期定着化を図る。</p> <p>2 内容 新規漁業就業者(就業3年以内の者)の情報交換会を開催する経費の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区協議会 ・漁業協同組合等 ・地区又は全県範囲で主催する実施組織 	助成事業
(2) 新規漁業就業者技術研修事業	<p>1 目的 新規漁業就業者(就業3年以内の者)が養殖業等自立経営を目指して、地元先達漁家において起業に必要な基礎的知識・技術を修得する場合に、受入経営体及び実践研修生に対して支援することにより、自立経営への円滑な移行を促進する。</p> <p>2 内容 (1) 受入経営体 地域において養殖業及び採介藻漁業を営む計画を有する新規漁業就業者の指導に要する経費(6月以上1年以内で25日以上指導)の助成 (2) 実践研修生 研修期間(6月以上1年以内)内に小型船舶操縦士免許を取得するための受講に要する経費(講習受講料)ただし、漁家子弟の場合にあつては親元での漁業従事を研修と看做することができる。</p>	<p>(1) 受入経営体(実践研修生と3等親内の者除く)</p> <p>(2) 実践研修生 次の要件を全て満たしていること ア 45歳未満の者(いわて水産アカデミー研修生を除く) イ 6月以上研修を行う者 ウ 営漁する計画を有する者 ただし、漁家子弟にあつてはイ、ウの条件は満たしているものと看做す。</p>	助成事業
(3) OJT研修支援事業	<p>1 目的 青年漁業者の国内先進漁家、企業体、市場等での研修又は課題解決能力向上のためのOJT研修を促進し、優れた青年漁業者の育成と地域漁業の中核者としての活動促進を図る。</p> <p>2 内容 (1) 国内先進漁家等技術研修受講経費の助成(1月以内) (2) 新規漁業就業者OJT研修経費の助成(3月以内)</p>	<p>(1) 青年漁業者、新規漁業就業者</p> <p>(2) 次の要件を全て満たす者 ア 県内において継続して4年間漁業に就業した青年漁業者 イ 研修終了後においても漁業に従事すると見込まれる者 ウ 研修計画を有する者</p>	助成事業

細則 別表1(第2条関係) 事業の目的、内容及び事業対象者

事業区分	事業目的・内容等	事業対象者	事業の種類
3 青年等漁業者組織活動支援事業			
(1) 研究グループ等活動事業	<p>1 目的 漁業経営や漁家生活等の発展向上を図るため研究開発及び研究実践活動又は経営改善研修及び各種資格取得研修の開催・受講に取り組む漁業青年等グループの自主的活動を支援し、漁業青年等の創造性と研究実践意欲の高揚及び漁村地域の活性化を図る。</p> <p>2 内容 (1) 研究実践活動経費の助成 漁業生産技術の開発・導入試験、水産物の加工技術の開発研究、生産物の付加価値向上試験、漁業及び生活に関する研究実証、新産地育成・むらづくり活動等に要する経費(材料費等) (2) 研修活動経費の助成 漁業技術修得、経営改善、水産物加工技術修得に係る研修及び各種資格取得等の活動に要する経費(旅費、受講、講師謝金、会場費等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 青年等漁業者3人以上で構成されかつ漁業又は漁家生活等の研究活動を推進する目的で組織されているグループ(以下「青年等グループ」という。) 	助成事業
(2) 青年等交流活動促進事業	<p>1 目的 グループ活動の活性化や青年等漁業者の資質向上を図るため地区又は全県範囲で開催する情報交換会や活動実績発表大会及び青年等グループの都市・漁村間交流等の活動を支援し、意欲ある担い手の育成と漁村地域の活性化を図る。</p> <p>2 内容 (1) 情報交換会の開催及び都市・漁村間等交流に要する経費の助成(会場費、講師謝金・旅費、材料費、交通費等) (2) 地区活動実績発表大会開催経費の助成(会場費、謝金・旅費、消耗品等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区又は全県範囲で主催する実施組織 青年等グループ 	助成事業
(3) 地域リーダー研修事業	<p>1 目的 漁村地域リーダー相互の情報交換等を通じ地域リーダーとしての資質の向上を図るとともに、その自主的活動を促進する。</p> <p>2 内容 漁業生産、漁村、漁家生活等の環境づくり及び地域の担い手育成等漁村の活性化を推進するリーダーの育成を目的とした地区又は全県範囲の研修会等の開催に要する経費の助成(会場費、謝金・旅費、消耗品等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区又は全県範囲で主催する実施組織 	助成事業
4 地区漁業担い手対策推進協議会活動事業			
(1) 地区協議会活動事業	<p>1 目的 漁業担い手対策を総合的に推進するため、大船渡、釜石、宮古、久慈の各地区に設置されている地区漁業担い手育成推進協議会に対し活動費等を交付し、地区の漁業担い手対策に資する。</p> <p>2 内容 地区協議会活動費の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区協議会等 	助成事業
5 特別対策事業			
(1) 特認事業	<p>漁業後継者及び漁業担い手を確保、育成するために理事長が特に実施する必要があると認める事業。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区協議会等 	助成事業
(2) その他事業	<p>基金が自ら実施する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規漁業就業者等 	主催事業

細則 別表2 (第2条、第3条、第5条関係)

助成対象事業の助成額(助成率)及び助成の申請、請求、実績報告に伴う提出書類、重要変更の内容

事業名	助成額(助成率)	助成金申請		助成金請求		重要変更	
		助成金申請書 ・添付書類	様式	助成金請求書 ・添付書類	様式		
1 漁業担い手確保対策事業							
(1) 小中学生漁業体験・学習事業	1団体 5万円以内	①交付申請書 ②実施計画書 ③事業主体規約(新規のみ)	第1号 第2号 任意	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第1号 第2号 任意	助成金額の20%を超える減	
(2) 水産高校等連携育成事業	1団体 100万円以内 【対象経費】 生徒指導に係る材料費、謝金、技術者派遣旅費、共同研究等・小中学校連携に係る材料費	①交付申請書 ②実施計画書 ③事業主体規約(新規のみ)	第3号 任意 任意	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第3号 任意 任意	助成金額の20%を超える減	
(3) 漁業志向青年等体験学習事業	1事業 20万円以内	①交付申請書 ②実施計画書	第4号 第5号	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第4号 第5号 任意	助成金額の20%を超える減	
2 漁業担い手育成事業							
(1) 新規漁業就業者交流事業	1事業 10万円以内	①交付申請書 ②実施計画書	第6号 第7号	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第6号 第7号 任意	助成金額の20%を超える減	
(2) 新規漁業就業者技術研修事業	・受入経営体	1経営体 30万円以内/年額 (指導に要する経費)	①交付申請書 ②実施計画書 ③営漁プラン ④漁協推薦書	第8号 第9号 第10号 第11号	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第8号 第9号 任意	助成金額の20%を超える減
	・実践研修生	20万円以内 (小型船舶操縦士免許講習受講経費)	①交付申請書	第12号	①交付請求書 ②実績報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第12号 任意	助成金額の20%を超える減
(3) OJT研修支援事業	・国内先進漁家等技術研修(1月以内)	1人 10万円以内 【対象経費】 研修機関等への納入額、交通費、教材費	①交付申請書 ②実施計画書 ③身上調書 ④漁協推薦書	第13号 第14号 第15号 第16号	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第13号 第14号 任意	研修先の変更
	・新規漁業就業者OJT研修(3月以内)	1人 30万円以内 【対象経費】 研修指導者謝金、教材費	①交付申請書 ②実施計画書 ④身上調書 ⑤漁協推薦書	第17号 第18号 第15号 第16号	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第17号 第18号 任意	助成金額の20%を超える減

細則 別表2 (第2条、第3条、第5条関係)

助成対象事業の助成額(助成率)及び助成の申請、請求、実績報告に伴う提出書類、重要変更の内容

事業名	助成額(助成率)	助成金申請		助成金請求		重要変更	
		助成金申請書 ・添付書類	様式	助成金請求書 ・添付書類	様式		
3 青年等漁業者組織活動支援事業							
(1) 研究グループ等活動事業	・研究実践活動	1課題 35万円以内	①交付申請書 ②実施計画書 ③事業主体規約(新規のみ)	第19号	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号	研究課題及び研修先の変更 助成金額の20%を超える減
	・研修活動	1グループ 25万円以内		第20号		第19号	
	・資格取得活動	1グループ 20万円以内(1/2以内)		任意		第20号	
(2) 青年等交流活動促進事業	・情報交換、交流等活動	1事業 20万円以内	①交付申請書 ②実施計画書 ③事業主体規約(新規のみ)	第21号	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号	助成金額の20%を超える減
	・地区活動実績発表大会	1事業 10万円以内		第22号		第21号	
(3) 地域リーダー研修事業		1事業 10万円以内	①交付申請書 ②実施計画書	第23号 第24号	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第23号 第24号 任意	助成金額の20%を超える減
4 地区漁業担い手対策推進協議会活動事業							
地区協議会活動事業	別途定める		①交付申請書 ②事業計画書(協議会の計画) ③規約	第25号 任意 任意	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第25号 任意 任意	助成金額の20%を超える減
5 特別対策事業							
特認事業	別途定める		①交付申請書 ②実施計画書 ③規約	第26号 第27号 任意	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第26号 第27号 任意	助成金額の20%を超える減

注:1 事業を複数年に渡って申請するに際し、その内容に変更がない場合は、翌年度以降の添付書類を省略することができる。

2 上記以外の手続きの様式は、次のとおり。

変更承認申請書 (第5条関係)	様式第29号
事業中止届 (第6条関係)	様式第30号
前金払い請求書 (第8条関係)	様式第31号
助成金交付決定通知書 (第4条関係)	様式第32号

細則 別表3(第2条関係) 事業実施期間

事業名	実施期間
2 漁業担い手育成事業	
新規漁業就業者技術研修事業	年度を跨ぐ場合は当年度と次年度
3 青年等漁業者組織活動支援事業	
研究グループ等活動事業	最長3年(1課題)

公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金助成事業審査会設置要領

(設置の目的)

第1 当基金が行う漁業担い手確保・育成事業（助成事業）の適性かつ公平な運営を確保するため、公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金助成事業審査会を設置する。

(所掌)

第2 審査会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公募要領により応募された事業要望書の審査に関すること
- (2) 助成事業により実施された事業実績の評価に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3 審査会は別表の職にある者をもって構成する。

- 2 審査会に委員長を置き、いわて水産アカデミー運営協議会専務理事をもって充てる。
- 3 審査会に副委員長を置き、岩手県農林水産部水産振興課漁業担い手担当主査をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるとき又は委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、必要に応じて代表理事が招集する。

- 2 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、審査会の構成員以外の者を審査会に出席させることができる。

(事務局)

第6 審査会の事務局は公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金に置く。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は代表理事が別に定める。

附則

この要領は平成23年1月12日から施行する。

附則

この要領は平成24年11月22日から施行し、平成24年4月1日から実施する（公益法人移行に伴う一部改正）。

附則

この要領は平成30年1月19日から施行する（審査会の構成員の変更）。

附則

この要領は令和元年 11 月 11 日から施行する（審査会の構成員の変更）。

別表（第 3 関係）

審査会の構成
いわて水産アカデミー運営協議会専務理事 岩手県農林水産部水産振興課の漁業担い手を担当する主査 岩手県漁業協同組合連合会指導部長 公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金事務局長